

令和5年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会全員協議会

令和5年2月21日（火）午後1時15分  
大会議室

1. 執行部説明事項

- (1) 取手污水中継ポンプ場の污水ポンプ停止について
- (2) 伊奈山王幹線二条化工事について
- (3) 上程条例議案について

2. 協議事項

- (1) 会議録署名議員の指名について
- (2) 会期について

3. 報告事項

- (1) 令和4年度議会視察の報告について
- (2) 工事請負契約の締結について
- (3) 令和4年度工事契約状況調書について
- (4) 令和4年度繰越予定事業一覧表について

4. その他

1 出席議員

|     |       |    |
|-----|-------|----|
| 1番  | 岡本昌弘  | 議員 |
| 2番  | 中山治   | 議員 |
| 3番  | 古川よし枝 | 議員 |
| 4番  | 須田光雄  | 議員 |
| 5番  | 小堤修   | 議員 |
| 6番  | 落合信太郎 | 議員 |
| 7番  | 金澤克仁  | 議員 |
| 8番  | 山野井隆  | 議長 |
| 9番  | 結城繁   | 議員 |
| 10番 | 加増充子  | 議員 |

1 欠席議員

なし

1 説明のため出席した者の氏名

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 事務局 長                 | 瀬尾一弘  |
| 次 長                   | 穂鹿毅   |
| 保全課 長                 | 長塚学   |
| 保全課 長 補 佐             | 斉藤宏幸  |
| 保全課 長 補 佐 兼 管路 更生 係 長 | 谷口良倫  |
| 水 再 生 課 長             | 前島修   |
| 水 再 生 課 長 補 佐         | 海老原義孝 |

1 職務のため出席した者の氏名

|           |       |
|-----------|-------|
| 議会事務局 長   | 中山茂   |
| 総務課 長 補 佐 | 斎藤佐武郎 |
| 総務係 長     | 谷口江利子 |
| 総務係 主 幹   | 小林勇   |

令和5年第1回

取手地方広域下水道組合議会定例会全員協議会会議録

令和5年2月21日（火曜日）

於 大会議室

○

午後1時19分開会

○議長（山野井 隆君） 皆様、お疲れさまでございます。

開会前に、事務局から本日の配付資料の確認のほうをお願いしたいと思います。

○議会事務局係長（谷口江利子君） それでは、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、初めに次第がございます、その2ページ目に資料リストがございます。説明資料といたしまして、資料1が取手汚水中継ポンプ場の汚水ポンプ停止について、資料2が伊奈山王幹線二条化工事について、資料3が上程条例議案についてとなります。

次に、報告1、工事請負契約の締結について、報告2が令和4年度工事契約状況調書、報告3が令和4年度繰越予定事業一覧表となります。

最後になりますが、一般質問について及び本日の議案に対する質疑について、事前に通告がありましたので、そちらの概要をお配りしております。

不備等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） では、全員協議会を始めます。

初めに、執行部説明事項の前に、先ほど説明のあった議案の事前の質疑通告、こちらをお願いしたんですけれども、追加で質疑をされる方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） ないようですので、それでは、質疑内容の確認に対しまして、ここで全員協議会において説明を行う職員以外の退席を認めます。

〔執行部一部退場〕

○

執行部説明事項

○議長（山野井 隆君） それでは、1、執行部説明事項、（1）取手汚水中継ポンプ場の汚水ポンプ停止について、執行部の説明をお願いします。

○水再生課長（前島 修君） それでは、資料の1番、取手汚水中継ポンプ場の汚水ポンプ停止についてを報告させていただきたいと思います。

まず、取手汚水中継ポンプ場ですが、位置が、取手市西1丁目36の7、取手市の中央タウンの一番利根川寄り、利根川の土手沿いですね、江戸川学園の野球部のグラウンドの隣に位置しまして、集水面積としては、事業計画として約143.2ヘクタール、全体計画で約

205.3ヘクタールの汚水を集めまして、南部幹線を経由し、ここ県南クリーンセンターに汚水を送るポンプ場となります。

事故の経過ですが、午前10時頃、取手汚水中継ポンプ場のナンバー1のポンプの警報が鳴りまして、ポンプ場が機能停止となってしまいました。停電により自家発電設備が運転開始する予定でしたが、自家発電設備の運転が開始されない状態でした。維持管理会社と関東電気保安協会とで現場で立会いをしましたが、汚水ポンプ内部の過電流による故障と判断され、完全に汚水を送ることができなくなりました。

本来、ここの概要にも書いてあるとおりにポンプは2台設置されてありまして、ナンバー1ポンプとナンバー2ポンプの交互運転で汚水を処理してきましたが、11月7日より、ナンバー2のポンプはオーバーホール中でナンバー1ポンプのみの運転だったため、汚水を完全に送ることができなくなってしまいました。

代替のポンプを探しましたが、ポンプが受注生産品のため代替はなく、汚水を吸引車で吸い上げ、組合の人孔に放流する方法が最適であると考え、管内の清掃業者に依頼することとしました。しかし、急な発注のため、当日は最高で5台しか手配できず、午後7時前にポンプ場の北側の市道で越水を確認、午後11時過ぎに一時的に越水は解消されましたが、25日の朝、午前7時過ぎに再度越水することとなってしまいました。

午前10時前には、オーバーホールに出していたナンバー2ポンプが到着し、据付けに多少時間がかかりましたが、12時頃に運転が開始され、徐々に汚水も県南クリーンセンターに送ることができ、午後1時には吸引作業を終了、午後2時には越水箇所の水洗いと消毒作業に入り、午後5時までには作業も完了しております。

ポンプが停止した24日の午後4時前後には、ポンプ場の管理を所管する当水再生課と管きよのほうの管理をします保全課職員で、組合のホームページ、広報車で周辺住民へ周知、防災無線による地域住民への周知、関係部署への周知を実施し、また夜間の汚水引き抜き立会い、問合せに対応するため事務所待機をした結果、数件の問合せがあっただけで、混乱なく対処のほうはできております。

事故の原因ですが、モーターのステータの電気を充電するためのワニス、湿気、ほこり等を蓄積し、ショートを起こしたことによるものと考えられております。

このポンプ停止による費用ですが、汚水引き抜きに協力していただいた3社で約200回以上の吸引作業を実施し、その費用が502万5,900円。修理費ですが、いずれもまだ直っていません。現在施工中でありますポンプの制御盤の修理に220万円、ポンプ本体の修繕に616万円の費用がかかり、こちらの費用に関しては全て予備費での対応としております。

水再生課としましては、この故障を受けまして、ポンプ本体のオーバーホールの確実かつ計画的な実施、代替がないということだったんですが、他のポンプ場のポンプが代替ポンプとなるかの検討、現在2台体制で計画しているポンプ場の3台体制の移行ができるかの検討を現在実施しているところとなります。

水再生課からの報告は以上となります。

○議長（山野井 隆君） それでは、この件について、何か御質疑あればお願いします。  
金澤議員。

○議員（金澤克仁君） 金澤です。よろしくお願ひいたします。

ポンプの故障によってこういう事態が起きたのか、それとも電源がショートされたこと  
によって起きたのでしょうか、どちら。

○水再生課長（前島 修君） ポンプ本体のほうで、メンテナンスはしていたんですが、  
故障が発生しているという状態ですね。

○議員（金澤克仁君） そうすると、ナンバー1のほうのポンプに故障が発生したことで、  
このナンバー1のほうのポンプも完全にもう直っているということ。

○水再生課長（前島 修君） 先ほどちょっとお話ししました、まだ現在施工中でして、  
616万円の費用がかかりますということで、今現在まだ直しに出しているところです。

○議員（金澤克仁君） 最後に、非常用の電源設備が機能しなかったということですが、  
それも、それについては今現状どのようになっていますか。

○水再生課長補佐（海老原義孝君） 内容的にいきますと、一応電気故障になっています  
ので、非常用発電機は停止という形を取るようになってきているんですよ。どうしても電気シ  
ョートなので、火事とか二次災害ですね、それを防ぐために一応起動しなかったという形  
になっています。

○議員（金澤克仁君） 最後に、非常用電源設備は特に故障はしていないということでは  
か。

○水再生課長補佐（海老原義孝君） はい。故障はないです。

○議員（金澤克仁君） 以上です。ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） ほかにございますか。

結城議員。

○議員（結城 繁君） これは、第1と第2という2台のポンプを交互に使うというこ  
とで説明を受けたんですけども、これは設置が2台されているわけではないんですか。

○水再生課長（前島 修君） 設置もされています。

○議員（結城 繁君） ここに書いてあるのを見ると、第2ポンプ到着、設置作業開始と  
いうのがあるんですが……。

○水再生課長（前島 修君） ナンバー2のほうのポンプをオーバーホールに出していた  
んですね。11月7日に工場のほうへオーバーホールへ出していまして、こちらに持ってき  
てくれということで持ってきていただいて、ナンバー2のほうで今度応急的にやるのに、  
据付けにちょっと時間がかかってしまったという。

○議員（結城 繁君） そうすると、この第2ポンプについては、オーバーホール途中で  
持ってきたということなんですか。

- 水再生課長（前島 修君） いや、一応オーバーホールは終わっていたんです。
- 議員（結城 繁君） 分かりました。それで、第1のほうは湿気とかほこり等が蓄積しと書いてあるじゃないですか、これってメンテナンスのときはそういうところまでは調べないんですか。
- 水再生課長補佐（海老原義孝君） 物的にいうと密閉型のポンプになりますので、外見上は見えないんです。ばらさない限りは見えないので、何かあった場合しかばらせないの、逆に言うと。そういう原因がありまして、一応年次点検とか、あるいは定期的なオーバーホール、そういうのをやっていかないと故障の原因という形になっちゃいますね。
- 議員（結城 繁君） でも、これ第1のポンプも定期点検はしていたわけですよね。
- 水再生課長補佐（海老原義孝君） そうですね。はい。
- 議員（結城 繁君） そうすると、責任というのはどちらにあるんですか。メンテナンスをしているほうなのか、どちらになる、責任というか……。
- 水再生課長（前島 修君） メンテナンスとしては、先ほども言ったように、外見ではできませんし、オーバーホールとかをかけてばらしないと分からないものになりますので、強いて言えば、やはりうちのほうでもうちちょっとオーバーホールの期間をちょっと短くするとか、そういうところになってくるのかなと思います。
- 議員（結城 繁君） 結局、第2ポンプをオーバーホールに出していたわけじゃないですか、そうすると、その間、第1ポンプが壊れるというのはあまり想定していないわけですよ。でも、それが壊れたというのは、多分オーバーホールをして何時間か使ってというのは、そんなに時間がたっていないような感じなんですよ、これを見てると。そんなに、こんなほこりとか水分がたまるほどやるということは、オーバーホールを出しているわけだから、オーバーホールをしていないのが第1ポンプだったので、そこら辺はどういうふうに、何時間でやるとかって決めているわけじゃないんですか。
- 水再生課長補佐（海老原義孝君） 定修的には、5年に一回のローテーションみたいな形になりますので、その時期が早い遅いも多少なりあるとは思いますが、その時点でそういうものがなかったということなんです。今回に限り、そういうことが出てしまったと。
- 議員（結城 繁君） 第1ポンプって、オーバーホールしてから、どのくらいたつんですか。
- 水再生課長（前島 修君） 9年目です。
- 議員（結城 繁君） そんなたってるの。
- 水再生課長（前島 修君） はい。
- 議長（山野井 隆君） よろしいですか。
- 議員（結城 繁君） はい。
- 議長（山野井 隆君） 次に進みたいと思います。

次に、(2) 伊奈山王幹線二条化工事について、執行部の説明をお願いいたします。

○保全課長（長塚 学君） それでは、保全課からは、小貝川横断の伊奈山王幹線二条化工事について御説明をさせていただきます。

資料のほうは、お手元にお配りしておりますA 4 縦の資料の 2、伊奈山王幹線二条化工事についてとなります。

それでは、まず御説明に入る前に、本件につきましては、本年度の全員協議会の中でも随時経過を御報告させていただいておりましたが、その後進展がございまして、令和 4 年 12 月 2 日付で国からの交付金の補正予算の内示がありました。内示の内容は、本組合の追加要望のとおり 2 億 9,600 万円の満額で配分されました。

これを受けまして、本工事を昨年 12 月 14 日に起工するに当たり、工事に必要な日数を再度検討いたしまして、以前に御説明をいたしました 2 か年での完了が困難となりましたので、3 か年の継続事業に見直しをしております。

では、資料の 2 の 1 を御覧ください。予算書に定める継続費ですが、2 か年を 3 か年に補正させていただき、また再度設計を精査しましたところ、設計金額に変更が生じたので、継続費の総額も併せて補正をさせていただいております。

本工事は、令和 5 年 1 月 5 日に一般競争入札の公告を行いまして、先日 2 月 15 日に入札を執行しております。入札の結果は、資料 2 の 3、入札の結果に記載をしておりますが、6 共同企業体から応札がありまして、最低価格で応札をしましたフジタ・谷原建設特定建設工事共同企業体が、税抜きで 10 億 1,053 万円で落札をしております。ただいま、同企業体とは契約の締結の進められているところでございます。

なお、本工事は、河川区域内の工事が大半のため、工事の実施時期に制約があります。よって、迅速に契約を締結する必要がございましたので、令和 4 年 12 月 14 日付で補正予算の専決処分をさせていただいております。

補正の内容につきましては、先ほど御説明した内容で、本工事に関連した事項のみでございます。こちら補正予算の専決処分につきましては、本日、承認第 1 号において御審議をお願いしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

伊奈山王幹線二条化工事の説明は以上でございますが、最後に、総合地震対策の一環で鋭意整備を進めております北部幹線二条化工事について、当初予算に予定のなかった 2 本を前倒しして発注しましたことを併せて御報告させていただきます。

保全課からの説明は以上でございます。

○議長（山野井 隆君） この件について、何か御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） それでは、次に進みます。

(3) 上程条例議案について、執行部の説明をお願いします。

○議会事務局長（中山 茂君） それでは、上程条例議案について御説明をさせていただ

きます。

資料の説明に入る前に、今定例会の上程条例は4件ございまして、そのうち議案第1号、第2号及び議員提出議案第1号の3件の条例が、個人情報保護法関連でございます。

初めに、個人情報保護法関連の条例3件を一括して御説明させていただきますので、お手元に配付しております資料3、1ページ目を御覧ください。

それでは、趣旨から御説明をさせていただきます。今回上程させていただいている3件の個人情報保護法関連の条例につきましては、制定、改正ともに趣旨は同様でございます。令和3年5月に個人情報保護法が改正されまして、地方公共団体も一律に法律の適用を受けることとなりましたので、それに伴いまして、組合で定める関係例規を整備するものでございます。

1ページにあります法改正イメージ図を御覧ください。

法改正の内容といたしましては、これまでは、イメージ図左の改正前のおり、個人情報に関する法律の対象となる機関が異なりまして、赤色が国の行政機関、独立行政法人、青色が民間事業者と、それぞれ別の法の下に規制をされておりました。また、そのほかにも緑色の各地方公共団体が独自に個人情報保護に関する条例を規定していたことで、個人情報の定義に不整合が生じておりました。

このような状況を解決するため、イメージ図右の改正後のおり、公的部門と民間部門で法律を一元化し、所管を個人情報保護委員会に統一することで、一元的な監視監督体制が整えられております。

2ページ目を御覧ください。

本日御審議いただきます三つの議案の制定改廃の内容について、簡単に御説明をさせていただきます。

議案第1号の個人情報の保護に関する法律施行条例ですが、本案は、上位法である個人情報保護法の改正によりまして、現行の個人情報保護条例を廃止し、法律で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定するため、制定させていただくものでございます。

主な規定事項といたしましては、開示請求に係る手数料及び費用負担について、開示決定等の期限について、保有する個人情報の開示の際の本人確認などについて規定を行っております。

次に、議案第2号の情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例ですが、本案も上位法の改正に伴いまして引用する条文を改めるものでございます。

内容は、本条例の中で規定しております条例の名称を改めるもので、これまで個人情報保護条例であった条例の名称を「個人情報の保護に関する法律施行条例」、また「議会の個人情報の保護に関する条例」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、議員提出議案第1号の議会の個人情報の保護に関する条例でございます。



こちらにも上位法の改正により定めるものでございまして、地方公共団体の議会は、国会や裁判所と同様、自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法の定める規律の適用対象とされておりませんので、地方公共団体の機関から除外されておりました。このため、従来までは、組合執行機関と一緒に個人情報保護条例の下、適正な運営を図っておりましたが、現行条例の廃止が必要となったため、議会において新たに条例を定めるものでございます。

本条例の構成のほうを2ページ下に記しておりますが、その詳細につきましては、本日、参考資料としてお配りしております取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の概要にて、補足をさせていただいております。参考資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

一つポイントといたしましては、議会の保有する個人情報といたしまして、本会議の傍聴の受付簿や議員名簿など、議会事務局が取得し保有する情報を個人情報としております。議員の皆様が議員活動の中で個々に取得し保有されている情報につきましては、今回の条例の対象条例とはしておりませんので、御報告を申し上げます。

個人情報保護法関連の説明の最後に、資料には記載しておりませんが、このたび、この三つの条例の制定と一部改正の内容につきましては、事前に内閣府外局である個人情報保護委員会に条文の内容を御確認いただきまして、不備などが無い旨、確認を受けていますことも御報告をさせていただきます。

次に、議案第3号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、こちらは特に資料等はお配りしておりませんが、本案は、地方公務員法の改正に伴う関連条例の整備となりまして、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるものでございます。

本案は、取手市、つくばみらい市ともに、12月の定例会で可決されておりますものと同じ内容となりますので、詳細のほうは割愛させていただきます。

上程条例議案の説明は以上でございます。

○議長（山野井 隆君） この件について御質問ございますか。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） それでは、次に進みます。

○

## 協議事項

○議長（山野井 隆君） 次に、2、協議事項について、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（中山 茂君） 協議事項として、（1）会議録署名議員の指名につきましては、指名順によりまして、中山 治議員、古川よし枝議員にお願いしたいと思います。

(2) 会期につきましては、本日2月21日、1日としております。

説明は以上でございます。

○議長（山野井 隆君） この件について、質問はございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○

## 報告事項

○議長（山野井 隆君） 次に、報告事項です。

1件目、令和4年度議会視察の報告について、岡本議員より報告をお願いします。

○議員（岡本昌弘君） 令和4年10月19日から21日の3日間、岩手県紫波町、大船渡市、宮城県東松島市に視察に行つてまいりましたので、報告をさせていただきます。

初日に視察した岩手県紫波町の公民連携による駅周辺の開発は、図書館などの公共施設や産直販売施設、スポーツ施設、ビジネスホテルなどの民間施設が一緒になった建物を視察させていただきました。

人口が3万人ほどの町ですが、官と民によるPPPの手法によって、紫波中央駅周辺のオガールエリアには年間100万人の人が訪れ、多くの人でにぎわいを見せ、地価上昇している成功事例に驚かされました。行政と民間企業が連携し取り組むプロジェクトの進め方や、メリットを生かしたまちづくりの先進事例を学ぶことができました。

視察2日目は、岩手県大船渡浄化センターを訪問し、循環型農法、水槽でチョウザメを飼育し、ふんをバクテリアが分解し栄養分を生み出し、レタスなどの野菜の水耕栽培に生かすなど、農薬や化学肥料も使わない有機栽培を見学させていただき、大変貴重なお話をお伺いし、勉強になりました。

今後の予定では、土壌栽培の半分の期間で有機栽培のレタスを通年通して安定供給ができ、また、チョウザメは市内の加工会社にて加工し、チョウザメ料理として提供する、また、キャビアなどは特産品として販売をし、市には年間約120万円の法人税収入も見込まれ、雇用にもつながり、経済効果も上げられる見込みがあると試算しているとのことで、SDGsの理念にもある持続可能な手法であると私は思いました。

視察3日目には、宮城県東松島市役所において、マンホールトイレの普及啓発について、大変貴重なお話をお伺いしました。大規模な火災が発生し、停電や断水になると水洗トイレが使用できなくなり、東日本大震災では約2週間トイレが使えず、悲惨なトイレ環境だったそうです。

排泄は人間にとっての生理現象で、トイレ対策は重要な課題であり、災害はいついかなるときに起こっても不思議ではありません。常日頃から防災意識を持ち、災害に備えておくことが重要であると痛感をいたしました。

以上で、簡単ではありますが、視察の報告といたしたいと思えます。以上です。

○議長（山野井 隆君） ありがとうございます。

続きまして、報告の2件目、工事請負契約の締結について、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（中山 茂君） 工事請負契約の締結について、御報告を申し上げます。

資料のほうは、報告1となります。

まず、資料の説明の前に、本件につきましては、予定価格が1億5,000万円以上に該当する工事請負契約となりますが、本組合では、地方公営企業法の適用によりまして議会の議決を必要としない案件となります。

組合議会では、地方公営企業法への移行の際、議会議員との申合せによりまして、予定価格が1億5,000万円以上に該当する契約案件については議会議員に報告することとしておりますので、改めて本日御報告を申し上げるものでございます。

それでは、お手元に配付しております資料1を御覧ください。

契約件名は、4国補第44-004号県南CC電気設備改築工事となります。

本工事は、処理場施設の長寿命化計画に沿って、ここ県南クリーンセンターの水処理、汚泥処理施設の電気設備を改築更新するものでございます。

本工事は、昨年9月に一般競争入札を執行し、応札業者は安川オートメーション・ドライブ株式会社、1社のみからで、応札額は税抜きで4億9,500万円で行いました。その後、同社と契約を締結し、本工事は令和6年3月に完了を予定しております。

なお、こちら安川オートメーション・ドライブは、安川電機の連結子会社で、令和4年3月に同社から建設業を譲渡された企業でございます。

本件の報告は以上でございます。

○議長（山野井 隆君） こちらの件で何か御質問ありますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 次に、報告の3件目、令和4年度工事契約状況調書について、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（中山 茂君） 資料の報告2、令和4年度契約状況調書については、昨年8月の定例会の際、7月までの工事契約について御報告をさせていただいておりますが、8月以降、先月1月までの工事契約したものを追加して調書のほうを作成しております。参考として御査収ください。

なお、こちらの資料の29番、3枚めくっていただきまして、ナンバー29になるんですけども、こちらの4国補第66-201号枝線工事、請負業者が株式会社中島興業の契約は、2月17日付で、龍ヶ崎税務署から工事請負代金の債権の差押えがなされております。

当組合の今後の対応については、現在、顧問弁護士に相談しておりますので、進展がご

ございましたら、適時御報告をさせていただきたいと思ひます。

報告は以上でございます。

○議長（山野井 隆君） この件で何か御質問ございますか。  
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 4点目、令和4年度繰越予定事業一覧表について、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（中山 茂君） 資料の報告3を御覧ください。

令和4年度繰越予定事業一覧表について、こちらは令和4年度から令和5年度へ繰越しを予定する事業を一覧表として作成しているもので、令和5年1月末現在にて作成をさせていただきます。

なお、繰越しについては、次回の議会において繰越計算書を御報告させていただきます。参考資料として御査収ください。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） こちらの件で質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 最後に、4、その他について、御説明をお願いします。

○議会事務局長（中山 茂君） 最後に、4、その他といたしまして、次回の議会開催でございます。令和5年第2回議会定例会について、令和5年8月23日水曜日の午後に予定しております。

案件といたしましては、令和4年度決算の認定を予定しております。

日程につきましては、現段階において、それぞれの構成市議会事務局にも事前に確認の上、調整をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（山野井 隆君） ということで、日程の調整を皆さんよろしく申し上げます。

そのほか、事務局から何かございますか。

○議会事務局長（中山 茂君） いや、特に。

○議長（山野井 隆君） 特にないようでございます。

引き続き、本会議の開会時間ですけれども、2時。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） それでは、14時から本会議のほうを始めたいと思ひますので、お願いいたします。

午後1時52分閉会